○喫煙等を禁止する場所及び火災予防上危険な物品の指定について

平成11年4月1日高広振組消防局告示第1号

高崎市・安中市消防組合火災予防条例(平成11年高崎市等広域市町村圏振興整備組合条例第12号。以下「条例」という。)第33条第1項の規定により、喫煙等を禁止する場所及び火災予防上危険な物品(以下「危険物品」という。)として次のとおり指定する。

(喫煙等禁止場所の指定)

- 第1条 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んではならない場所は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第一に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次に掲げる場所とする。
 - (1) 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席
 - (2) 観覧場の舞台及び客席(喫煙にあっては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料 (建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で作られた客席を除く。)
 - (3)公会堂又は集会場(住民組織設置管理に係る集会場を除く。以下同じ。)の舞台 及び客席(喫煙にあっては、喫煙設備のある客席を除く。)
 - (4) キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの又はダンスホール若しくは 飲食店の舞台(高さが50センチメートル以下で、かつ、面積が3平方メートル以 下のものは除く。)
 - (5)百貨店又は延べ面積1,000平方メートル以上の大規模なマーケットその他の 物品販売業を営む店舗の売場及び通常顧客が出入りする部分
 - (6) 地下街の売場、通常顧客が出入りする部分及び地下道の公衆の出入りする部分
 - (7)映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
 - (8)自動車車庫又は駐車場で、次に該当するもの(危険物品の持込みについては除く。) ア 駐車の用に供する部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあっては200平 方メートル以上、1階にあっては500平方メートル以上、屋上にあっては 300平方メートル以上のもの
 - イ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が 10以上のもの(屋外に設置された開放式の機械式駐車場は除く。)
 - (9)屋内展示場(当該用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上のもの)の公衆の出入りする部分

- (10) 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもので催物の行われる部分
- (11) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により重要文化財、重要有 形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等 の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定により重要美術品として認定 された建造物の内部又は周囲
- 2 危険物品を持ち込んではならない場所は、令別表第一に掲げる防火対象物又はその 部分のうち、次に掲げる場所とする。
- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(前項第1号から第3号までに掲げる場所を除く。)の公衆の出入りする部分
- (2) キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの又はダンスホール若しくは飲食店で、公衆の出入りする部分の床面積の合計が100平方メートル以上のもの
- (3) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)の旅客が利用する部分

(危険物品の指定)

- 第2条 条例第33条第1項による危険物品は、次に掲げるものとする。(常時携帯するもので軽易なものを除く。)
 - (1) 消防法(昭和23年法律第186号)別表に定める危険物
 - (2) 可燃性固体類(条例別表第8備考第6号に規定する可燃性固体類)及び可燃性液体類(条例別表第8備考第8号に規定する可燃性液体類)
 - (3) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1号に定める可燃性ガス
 - (4) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に定める火薬類及び同条第2項に定めるがん具煙火

附則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日高広振組消防局告示第2号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月5日高安消組消防局告示第1号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年9月4日高安消組消防局告示第2号)

この告示は、告示の日から施行する。